

鹿島市訓令甲第 25 号

鹿島市耐震診断事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震診断等を実施する民間建築物の所有者等に経費の一部を予算の範囲内において補助することとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和 47 年規則第 9 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 別表 1 に定める方法に基づき行う耐震診断等をいう。
- (2) 建築物の所有者等 建築物の所有者及び所有者に代わり耐震診断に要する経費を負担する親族等をいう。
- (3) 佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士 一般社団法人佐賀県建築士会及び一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において登録された建築士であって、建築士事務所に属する者をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって既存耐震不適格建築物であるものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のもの）を含む。
- (5) 避難所等 鹿島市地域防災計画に位置付けられた民間所有の指定避難所及び指定緊急避難場所であって、既存耐震不適格建築物（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する「既存耐震不適格建築物」をいう。）であるものをいう。
- (6) 保育所 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める保育所であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。
- (7) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める幼稚園であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。
- (8) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める認定こども園

であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。

- (9) 社会福祉施設 児童福祉法に定める児童福祉施設（児童福祉法に定める保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表2の定めに応じて耐震診断を行う民間建築物の所有者等（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体。以下「補助対象者」という。）とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであつてはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であつてはならない。

4 前3項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助対象者としなない。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表2のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に

提出しなければならない。

- (1) 耐震診断を受けようとする建築物の位置図
- (2) 耐震診断に要する経費の見積書の写し
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(事業内容の変更)

第8条 補助事業者は第6条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、これを承認し、補助金変更交付通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(耐震診断の実施)

第9条 耐震診断又は耐震化のための計画は、次に掲げる者が行わなければならない。

- (1) 木造建築物 佐賀県安全住まいづくりサポート建築士で建築士事務所に所属する建築士又は佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士
- (2) 非木造建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年12月25日建設省令第28号。）第5条第1項に該当するもので建築士事務所に所属する建築士

- 2 補助事業を行うために契約を締結する場合は、市内又は県内企業と契約するように努めなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に要した経費の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた所有者等は、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

(補助の重複の禁止)

第13条 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(関係書類の整備・保管)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

耐震診断の方法	
1	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析による方法を除く。以下「木造住宅の耐震診断法」という。)
2	(財)日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」及び「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
3	(社)プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」
4	(社)プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」
5	(社)プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」
6	(財)日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」
7	(財)日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」
8	1 から 7 以外で、一戸建て住宅の耐震診断の方法として、特別に市長が認めるもの

別表 2 (第 3 条関係)

対象建築物	補助対象経費	補助率
次の要件に該当する住宅、避難所等、保育所、幼稚園、認定こども園、社会福祉施設及び多数利用の建物等 (1) 市内に存する民間のもの (2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの	国要綱「付属編Ⅱ編第 1 章イー 16 - (12) - ①住宅・建築物耐震改修事業」に従って行われる事業の内、次に係る経費 (1)住宅の耐震診断 (2)住宅の耐震化のための計画の策定 (3)建築物の耐震診断 (4)建築物の耐震化のための計画の策定	補助対象経費の 3 分の 2 以内

備考 昭和 57 年 1 月 1 日現在に存在していたことが不動産登記簿、固定資産台帳により確認された建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物とみなす。